

(改正理由)

中海圏域の定住自立圏を形成する市町村に住所を有する者に対し個人貸出しを行うこととするほか、図書貸出利用証の交付及び再交付に係る申請並びに紛失に係る届出に使用する様式の整備を行うため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 中海圏域の定住自立圏を形成する市町村（米子市を除く。）に住所を有する者に対し、個人貸出しを行うこととする。（第4条第1項関係）
- 2 図書貸出利用証の交付及び再交付に係る申請書並びに紛失に係る届出書について、勤務先又は学校名を記載する欄を削除することとする。（別記様式第2号及び別記様式第4号関係）
- 3 この規則は、平成22年3月1日から施行することとする。

(参考事項)

- 1 中海圏域の定住自立圏を形成する市町村
鳥取県米子市及び境港市並びに島根県松江市、安来市及び八束郡東出雲町の4市1町
- 2 中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の締結
平成21年10月7日、中心市である松江市及び米子市と各周辺市町が、それぞれ中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定を締結した。
この協定においては、中海圏域の住民に対し図書館の利便性向上を図るため、当該住民であれば自由に図書の貸出しを受けることができるよう、各市町において取扱いを拡充する旨が規定されたことから、米子市立図書館においても、当該住民に対して個人貸出しを行うこととするものである。